

第 25 章 保安検査（法第 14 条の 3 第 1 項・第 2 項）

第 1 検査

法第 10 条第 4 項の技術上の基準に適合していること。

第 2 内容

自主検査による、次の資料を確認する。

- 1 底板の溶接線を試験した結果
- 2 板厚を測定した記録
- 3 タンク板の経過年数に関する資料
- 4 タンクの沈下量と経年に相応した沈下量を測定した記録
- 5 すみ角部の角度を測定した記録
- 6 底部の不陸及び凹凸状況を検査した記録

第 3 保安検査の時期変更（危政令第 8 条の 4 第 2 項）

- 1 保安検査時期の変更ができる場合は、危規則第 62 条の 2 に規定されている事由であること。
- 2 所有者等の判断により、当該特定屋外タンク貯蔵所の保安管理の必要が生じた場合は、危規則第 62 条の 2 第 1 項第 2 号に該当するものであること。
- 3 貯蔵し、又は取り扱う危険物の種類を変更する必要が生じた場合は、危規則第 62 条の 2 第 1 項第 4 号に該当するものであること。